予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.02741
AG_{24} ＝ 0.02772
AG_{25} ＝ 0.02813
AG_{26} ＝ 0.02912
AG_{27} ＝ 0.026
AG_{28} ＝ 0.0257
AG_{29} ＝ 0.0258
AG_{30} ＝ 0.02588
$AG_{令元}$ ＝ 0.02556
$AG_{令2}$ ＝ 0.02571
$AG_{令3}$ ＝ 0.02591
$AG_{令4}$ ＝ 0.00353
$AG_{令5}$ ＝ 0.00479
$AG_{令6}$ ＝ 0.00721

AH_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.02741
AI_{24} ＝ 0.02772
AI_{25} ＝ 0.02813
AI_{26} ＝ 0.02912
AI_{27} ＝ 0.026
AI_{28} ＝ 0.0257
AI_{29} ＝ 0.0258
AI_{30} ＝ 0.02588
$AI_{令元}$ ＝ 0.02556
$AI_{令2}$ ＝ 0.02571
$AI_{令3}$ ＝ 0.02591
$AI_{令4}$ ＝ 0.00353

予算債を除く。）のうち高速自動車国道建設事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.02744
AG_{24} ＝ 0.02782
AG_{25} ＝ 0.02826
AG_{26} ＝ 0.028
AG_{27} ＝ 0.026
AG_{28} ＝ 0.0257
AG_{29} ＝ 0.0259
AG_{30} ＝ 0.02592
$AG_{令元}$ ＝ 0.02559
$AG_{令2}$ ＝ 0.02575
$AG_{令3}$ ＝ 0.00157
$AG_{令4}$ ＝ 0.00353
$AG_{令5}$ ＝ 0.00479

AH_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AI_{23} ＝ 0.02744
AI_{24} ＝ 0.02782
AI_{25} ＝ 0.02826
AI_{26} ＝ 0.028
AI_{27} ＝ 0.026
AI_{28} ＝ 0.0257
AI_{29} ＝ 0.0259
AI_{30} ＝ 0.02592
$AI_{令元}$ ＝ 0.02559
$AI_{令2}$ ＝ 0.02575
$AI_{令3}$ ＝ 0.00157
$AI_{令4}$ ＝ 0.00353